

大 個 審 第 1 2 号
(答 申 第 6 3 号)
平成 1 6 年 7 月 2 6 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成 1 6 年 7 月 2 2 日付け母子第 1 8 3 号で諮問のありましたカルテ等診療情報に係る大阪府個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 7 号に規定する個人情報の目的外利用及び提供の禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記により、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、本件提供に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

- 1 本件においては、本件申出者が同居の父親であり本人と最も関係の深い遺族の一人であり、本人の生前は法定代理人（親権者）として開示請求権を有していたこと、また、本人が死亡時 1 歳 3 ヶ月の幼児であったことなどから、申出者は本人の病状等に関する情報について知る立場にあり、本人に関するこれらの個人情報を申出者に提供したとしても本人の権利利益を侵害するおそれはないものと思われる。
ただし、本件提供に当たっては、本件申請に対する申出者の配偶者の同意を確認した上で提供することとされたい。
- 2 また、提供対象となる情報の中の第三者に関する情報のうち、母子保健総合医療センターの医師等の職員に関する情報については、府民の利用に供することを目的として管理する刊行物等に記録されている個人情報であることから、申出者に提供しても当該第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものと考えられる。
- 3 しかしながら、提供対象となる情報の中の第三者に関する情報のうち、上記以外の医療機関の名称及び医師名が識別され得る部分については、当該医療機関及び医師の同意を得た上で提供することとされたい。
また、保健師及び保育士の名前が識別され得る部分については、当該人の同意を得た上で提供することとされたい。
- 4 さらに、申出者の配偶者に関する個人情報についても、当該人の同意を得た上で提供することとされたい。